



臨時福祉給付金の受付について

4月からの消費税増税による負担を緩和するため、次の方々には給付金が支給されます。

◆平成26年度の住民税が課税されていない方

(ただし、課税されている方の扶養となっている方、生活保護受給者は対象外です)

支給額は一人につき1万円

下記の加算対象者は1人につき5千円が加算されます

- ・ 公的年金の受給者
- ・ 児童扶養手当等の各種福祉手当の受給者

※申請書は対象と思われる方に8月下旬に発送します。

平成26年度課税分の所得が未申告の場合、住民税が非課税であることの確認がとれず臨時福祉給付金の支給対象になりません。

所得がない方も、所得の申告をお願いします。

【※所得の申告は税務課で随時受け付けております。
役場税務課 ☎ 77 - 3615】

◆ **受付期間** 8月25日(月)～11月28日(金)

※土・日及び祝日は除きます

◆ **受付時間** 午前9時から午後5時まで

◆ **受付場所** 美波町役場本庁・由岐支所

(阿部出張所では受付出来ません)

※最近転入された方は、平成26年1月1日に住民登録がある市町村で申請してください。



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613